○南山見地区ごみステーション設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみステーション設置事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　南山見地域づくり協議会長（以下「会長」という。）は、南山見地区における一般廃棄物を円滑に収集処理し、併せて環境の美化を図るため、地域におけるごみステーションの設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助金の対象経費）

第３条　前条に規定する補助金の交付対象は、次に定めるものとする。

（１）　ごみステーションの設置

（２）　新設後１０年以上経過したごみステーションの更新

（３）　新設後１年以上経過したごみステーションの増設

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の２分の１とし、７万５,０００円を限度とする。ただし、その額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南山見地区ごみステーション設置事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第６条　申請者は、ごみステーションの設置等に係る工事完了日から起算して１月以内に南山見地区ごみステーション設置事業補助金実績報告書（様式第２号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成２６年６月６日から施行する。

　この要綱は、平成３１年４月２０日から施行する。

　この要綱は、令和　２年　６月　６日から施行する。

　この要綱は、令和　３年　４月　１日から施行する。

様式第１号

南山見地区ごみステーション設置事業補助金交付申請書

年　　月　　日

　　南山見地域づくり協議会長　殿

地区又は町内会名

区長又は町内会長名　　　　　　　　　㊞

　　　年度において南山見地区ごみステーション設置事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

１　補助金申請額　　　金　　　　　　　　円

２　添 付 書 類 　　　(1)　事業計画書

　　　　　　　　　　　(2)　収支予算書

　　　　　　　　　　　(3)　その他

事　業　計　画　書

1　事業の着手及び完了予定年月日

　　　　　着手予定　　　　　年　　月　　日

　　　　　完了予定　　　　　年　　月　　日

２　場　所　　　　　　地内

収　支　予　算　書

（収　入）

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予算額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（支　出）

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予算額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

添付書類

　　(1)　設置場所の位置図

　　(2)　設置物の計画図

　　(3)　その他必要書類

様式第２号

南山見地区ごみステーション設置事業補助金実績報告書

年　　月　　日

　　南山見地域づくり協議会長　殿

地区又は町内会名

区長又は町内会長名　　　　　　　　　㊞

　　　年度において南山見地区ごみステーション設置事業を次のとおり実施したので関係書類を添えて提出します。

事　業　実　績　書

１　事業の着手及び完了年月日

　　　　　着手　　　　　年　　月　　日

　　　　　完了　　　　　年　　月　　日

２　場　所　　　　　　地内

収　支　精　算　書

（収　入）

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 精算額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（支　出）

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 精算額 | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

３　添付書類

　　(1)　請求書又は領収書の写し

　　(2)　写真

　　(3)　その他必要資料

請　　求　　書

　　南山見地域づくり協議会長　殿

金　　　　　　　　　　　　　　円

　平成　　年度南山見地区ごみステーション設置事業補助金として、上記金額を請求します。

　平成　　年　　月　　日

地区又は町内会名

区長又は町内会長名　　　　　　　　　㊞

振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| ふりがな |  |
| 口座名義人 |  |

≪参考≫

※新規ステーション設置場所について最低下記の条件をクリアすべき。

　設置場所については市に事前協議が必要。その後市から業者へ変更連絡。

　　・最低１０軒程度の住宅のためのステーション

　　・収集車が通行できる道路沿いに設置

　　・設置場所は地区で確保